

原告団

ニュース118号

目次	裁判報告 1
	原告団総会に講演会に参加して . . . 7
	中間貯蔵操業認めない要請行動 . . . 8
	あおりスタデーツアー報告 . . . 9
	安全対策を軽減するために15年後再処理を採用 10
	原告団総会報告・決算報告等 12
	六ヶ所核燃巡る動き 14
	お知らせその他 16

次回裁判 2018年12月7日（金） 午後1時15分～ 青森地方裁判所 円卓会議
午後1時30分～ 青森地方裁判所 口頭弁論

裁判報告

代表（弁護士）浅石 紘 爾

第1. 核燃をめぐる情勢

1. 沖縄県知事選と核燃

9月30日。午後8時が開票。通常の選挙ならとくに当確報道がなされるのに、沖縄県知事選については、ニュースは台風24号の情報を伝えるだけで、いつまで待っても優劣さえ分からない。翌朝玉城氏当選を知って久しぶりに快哉を叫んだ。打ち続く安倍暴政に民意NOを突き付けたという感慨があったのと、私の気持ちで辺野古と六ヶ所がオーバーラップしていたからである。一方は基地の過重負担、他方は大量の放射能と廃棄物の集中、住民に負担と不安との背中合わせの日常を強い、人が嫌がるものを押し付ける差別の構図は沖縄も青森も変わるところがない。沖縄の勝利は、この構図を住民自身の意志で打破したものであって、私たちの運動が勝利したような気持ちになり、本当に嬉しかった。既成事実には圧倒されることなく諦めずに運動を続けてゆけば、必ず道は開けることを事実をもって教えてくれたのが沖縄県知事選であった。

2. いよいよ崖っぷちの再処理

前号の原告団ニュース発行（2018.5）以降、本号発行までの約半年間における再処理＝プルトニウム利用をめぐる情勢の変化や中間貯蔵（RFS）の動きなどをまとめて報告します。いずれも、六ヶ

所再処理推進の大きな障害になるものばかりで、再処理は崖っぷち状態であることが一層明らかになったと言えよう。

① プルトニウム保有量に上限

- ・ 平成30年7月4日 政府がエネルギー基本計画を閣議決定。
- ・ 平成30年7月31日 原子力委員会決定（別紙参照）。

保有量に上限を設け、国（再処理機構）はプルサーマル実施に必要な量だけ再処理量を管理。六ヶ所再処理工場から出るプルトニウム量は最小限に。

しかし、プルサーマルは現在わずか4基（高浜3,4、伊方3、玄海3）が再稼働しただけ。これでは余剰プルトニウム減らしには効果なし。

政府が全量再処理路線を見直した初の公式見解であり注目される。

- ・ むつの中間貯蔵（RFS）は今後、部分再処理路線（六ヶ所工場で再処理しきれない分を中間貯蔵し、将来に備える）に従って稼働させることになる。

そうすると、年間再処理（800トン）の極く一部でも工場を動かすことになるので、むつ市長の「再処理を前提としてRFSを受け入れたい」という建前論は生きてくる。

今後は貯蔵建屋の地震、津波、火山、航空機

墜落などの安全対策の有効性が問題となる。

② 電力会社、使用済MOX燃料の再処理断念か

六ヶ所再処理工場で作られたMOXを加工したMOX燃料はプルサーマルで燃やされ、その使用済燃料は再処理して再利用するのが核燃料サイクルの一環であるが、この計画は全く進んでいない。技術的にもコスト的にも難しいからである。電力会社はこれまで建前として使用済MOX再処理費用を予算計上してきたが、2016年度以降は中止している事実が判明した。

(2018.9.3マスコミ報道)



2018.9.3 デーリー東北

ただ、政府は、この費用は再処理機構への拠出金の一部に含まれていると説明しているようであるが、拠出金はウラン燃料の再処理費用に充てると解釈するのが合理的であり、政府見解は拡大解釈と言わざるを得ない。

この断念報道が事実であれば、もんじゅ廃炉に続き、核燃料サイクル破綻を裏付ける徴候の一つがまたもや表面化したことになる。

③ 仏、高速炉（アストリッド）計画の縮小

政府は、もんじゅ廃炉にも関わらず、核燃料サイクル政策継続の旗を下ろすことなく、

第4次エネルギー基本計画の中に高速炉計画を盛り込んだ。その中味は仏のアストリッド計画への参画であった。ところが最近その計画が建設コスト高騰を理由に大幅に出力規模を縮小(1/6~1/3)するとの報道がなされて、それで

も数千億から1兆円の建設費が見込まれ、これを日仏で折半しなければならず、計画の先行きは極めて不透明である。

アストリッド計画が挫折すれば、我国のプルトニウム利用計画は見直しを迫られ、いよいよ六ヶ所再処理の必要性は失われる。

④ 日米原子力協定が自動延長

日米原子力協定が7月16日に自動延長となり、相手国の一方的申入れで協定を終了させることが可能となった。米国側から、核不拡散の見地から我国のプルトニウム政策について、しばしば非難や懸念が寄せられており、これが外圧となり上記のプルトニウム削減の閣議決定が原子力委員会方針につながっているものである。

⑤ 再処理事業費の増額

再処理事業費13.9兆円、本格稼働延期と新規制基準対応の費用（補強工事、事故対策費など）が更に700億円増額。MOX事業費は2兆3,300億円。

東海再処理工場の廃炉費用は1兆円と見積もられているが、これで納まらないというのが大方の見方であり、六ヶ所再処理工場は東海の数倍規模であることを考えると、総事業費は更に押し上げられることは明らかである。本格稼働する前に再処理工場を廃止することが、国民経済の観点からも合理的な選択であろう。

3. 適合性審査と本格稼働の見通し

(1) 来年早々にも合格証か？

これまでの経過

2018.9.14 最終審査会合。4年8ヵ月に及ぶ審査を打ち切り、再処理工場に事実上のゴーサイン。

10.5 日本原燃が最終の補正書を提出。

審査書（案）の作成？

パブコメ。経産大臣、原子力委員会の意見聴取。

2019. 審査書確定（合格）？

当初は10月中とか年内説が飛び交っていたが、最近規制委は重大事故対策について見直

しの必要性を言い出し、審査書
は「越年」との報道。来年早々
には合格証が交付されると予想
される。



2018. 10. 11 デーリー東北

(2) 実際に工場が動くまでの過程

—合格証は通過点、これからが正念場

将来突発的に生じるであろう事態を抜きにしたとしても、本格稼働までには、以下のように多くのハードルが待ち構えている。

日本原燃が予定している2021年上期（4月～9月）の本格稼働時期をクリアできるとは到底思えない。合格証が出たからと言ってすぐ工場が動くわけではない。これからの数年が再処理をストップできるかどうかの正念場であり、今まで以上に粘り強く幅広い運動が必要となる。

・事業変更許可に関する設工認

→安全対策工事の施工

・青森県原子力防災計画の策定

半径5km圏内の自治体の同意取付け

・使用前検査・合格

・青森県と六ヶ所村との基本協定締結

・操業

第2. 再処理裁判

1. 2つの準備書面（159）（160）と検証申出書を提出

【準備書面（159）—再処理新規規制基準に係る規制機関の不適合性と基準の不合理性（その1）】

これまでに被告規制委から数回に分けて本件再処理新規規制基準（以下「新基準」と略します）の概説準備書面が提出されてきたので、これに対する反論を出すことになり、その1を今回陳述しました。以下に要約を紹介します。

（1）新基準及び審査の無効について

① 規制委の性格及び委員の不適合性について

福島原発事故の原因は、原子力の安全規制と推進が制度的に未分離で、一体化していたことにあり、その反省から2016年に、中立公正性、独立性を旨とした規制機関として規制委員会が設置されたが、蓋を開けてみるとその構成は、委員長をはじめ一部の委員（例えば島崎邦彦委員）を除き、原子力業界と強くつながり、選任要件を欠いた者で占められた。そのような不適格者により本件再処理施設の新基準は策定（2013. 11. 27）されたものである。

特にひどいのは、委員交替によって入れ替わった田中知委員である。本人は人も知るゴリゴリの再処理推進論者であり、業界から多額の寄付などを受けた原子力ムラの中心人物であると報じられている。

再処理の事業許可変更申請の適合性審査はこのような公正・中立性を欠いた欠格委員によって行われてきた。

② 原子力規制庁は規制の衣を被った推進組織

規制庁は規制委員会の事務局と位置づけられているが、その実体は、規制委員会の業務を事実上代行し、意思決定の方向性を誘導・支配しているものである。

また、規制庁職員には、中立・公正性が法的に義務付けられているが、実際には職員の90%以上が経産省の原子力安全・保安院や文科省の出身職員で占められており、原子力政策推進の役割を担っ

ている。中立・公正性を担保する法的制度として、官僚の「ノーリターンルール」が採用されている。これは規制庁から元の古巣である経産省や文科省へのリターンを認めると、その職員は出身官庁へ復帰することを期待して在任中適正な規制事務を怠るおそれがあるので、これを禁じるルールである。しかし、このルールは形骸化している実情にある。

③ 結 論

以上のように、本件施設の安全性を審査・確認に必須な中立性・公正性を欠いた構成員で組織され、規制機関としての適格性を法的に欠いた規制委員会と規制庁が共同作業で策定した新規制基準は無効であり、本件適合性審査も無効であり継続すべきでない。

(2)「立地評価」の不備

新基準は「立地評価」の定めをしておらず、重大な瑕疵がある。

- ① 原発に万が一の事故が起きたとしても公衆の安全を確保することを目的として、原子炉の立地条件の適否を判断するために「原子炉立地審査指針」が定められている。

住民の安全確保のために十分な離隔距離がとられているかどうか、この目標を達成するために、**㉗**重大事故の場合を想定して原子炉から一定の距離の範囲を「非居住区域」とし、**㉘**仮想事故の場合を想定して非居住区域の外側の一定の範囲を「低人口地帯」とすることにしていた。

- ② 本件再処理施設に係る上記立地審査指針に相当する旧指針は、**㉗**核燃料施設安全審査基本指針と**㉘**再処理施設安全審査指針の2つである。

基本指針では、核燃料施設の立地条件として「核燃料施設に最大想定事故が発生するとした場合、一般公衆に対して、過度の放射線被ばくを及ぼさないこと」（指針3 事故時条件）と定めている。

審査指針では、上記最大想定事故に代えて「立地評価事故」が想定されている。立地評価事故（「運転時の異常な過渡変化」（平常運転時の故障、誤動作、運転員の誤操作による異常）を超え

る事象）とは、再処理施設と一般公衆との離隔が適切に確保されていることを判断する目的で想定するものである（解説8）。

- ③ 上記再処理指針の運用、解釈も上記と同様、「再処理施設の安全性は、施設の敷地内で確保されている」という見解に立っていたと解される。

しかし、福島第一原発事故は、こうした原子力安全委員会の解釈・運用が完全な誤りであったことを明らかにした。

- ④ ところが、原子力規制委員会は、新たな立地審査にかかる規制措置を設けず、新規制基準による適合性審査あたっては、従来の立地審査指針の適用をやめてシビアアクシデント対策で代替する方針をとっている。

- ⑤ 重大事故等の対策が有効である場合は、放射性物質の放出が想定内に収まるので、離隔の問題は生じない。しかし、重大事故等の対策が有効でない場合は、放射性物質が想定を超えて周囲に放出される事態になるのであるから、離隔を考えなくてはならない。すなわち、重大事故等の対策の有効性評価を立地評価に代替させることができるという考えは、重大事故等の対策が有効に働く場合の考え方であり、有効に働かない場合はそのようにならないが、それは考えないということになる。

重大事故等の対策が有効でない場合は当然あり得ることで、それは、設計基準の自然現象を超える場合が最も考え得る場合であり、それに対する安全確保策である立地評価を無くするという事は、福島原発事故からの重要な教訓を取り入れていないものである。

- ⑥ 以上のように、新規制基準策定にあたり立地評価の定めをしなかったことは、伊方最高裁判決が指摘する「具体的審査基準に不合理な点がある場合」に該当し、本件新規制基準が違法であることは明らかである。

(3) 地盤の変位に係る新基準の不合理性

① 新基準の定め

㊦耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。㊧「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、当該施設を将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置することをいう。㊨変位とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。㊩上記断層等とは、後期更新世以降（約12, 3万年前以降）の活動が否定できない断層等をいう。

② 新基準の不合理性

㊦活断層には伏在活断層が多数あるのに、露頭断層（地表地震断層）に限定して変位の認定基準としたのは不合理である。

㊧「『将来活動する可能性のある断層等』とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等とする。その認定に当たって、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。」と定めている。

・活断層とは、「最近の地質時代に繰り返し活動し、再活動する可能性の高い断層」と定義され、これが学界の通説である。

「最近の地質時代」とは「日本列島の応力場やテクトニクスが現在と同様と考えられる過去」という理解が一般的である。活断層研究の分野において、70～80年代には第四紀全体と捉えていたが、その後の研究により、最近数十万年間とするようになってきた。地震調査研究推進本部は最近40万年程度を目安としている。

・「約40万年前から約12～13万年前までの間の地形面または地層にずれや変形が認められるのに、約12～13万年前以降の地形面または地層にずれや変形が確認されない場合は、調査位置や手法が不適切

である可能性が高い」というのであれば、むしろ、すっきりと「約40万年前以降の地形面または地層にずれや変形が否定できない場合は『将来活動する可能性のある断層等』があると認めるものとする」と定めるべきである。

原子力施設は万が一にも事故が起これないように建設されなければならないのであるから、ある断層等に関して「調査位置や手法が不適切である可能性が高い」と考えられる状況が発生した場合には、その断層等は「将来活動する可能性のある断層等」に該当すると判定されるように判断基準を定めるのが当然なのであって、そのような状況が発生しているにもかかわらず、追加調査等によって「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと判定することが可能となるような判断基準を定めるのは明らかに不合理である。

この点については地震学や変動地形学の専門家からも強い批判がなされている。

【準備書面（160）—航空機落下確率評価基準適用の誤り（その2）】

(1) 前回裁判で、準備書面（158）を提出し、日本原燃が航空機落下確率の基準である「最近の20年間に国内で発生した事故」の対象事故を誤認していること、その結果落下確率を 7.5×10^{-7} と計算して 10^{-7} （1/1000万回）未満であるから、再処理工場では航空機落下を想定する必要はないとしたことの誤り、落下件数を誤計算していること、規制委員会も適合性審査にあたってその点を見逃していたことを指摘した。



(2)原告らのこの指摘を受けて、日本原燃は前回裁判後（2018.3.7）に、対象事故件数を訂正し確率の再評価をして 9.0×10^{-8} （10%の余裕しかない）と訂正した。

しかし、原告らが指摘した自衛隊ヘリ2機の墜落事故は2回と数えるべきであるとの主張については何ら考慮することなく1回とみなした。これを2回と評価して確率計算をやり直すと 9.6×10^{-8} となり、設計上考慮すべきとされている水準の 10^{-7} まで、わずか4%しか余裕がないことになり、近い将来墜落事故が起きると水準越えは免れない。そうすると落下確率は低いから大丈夫という話は通用しなくなり、落ちて工場は壊れないのかという建屋の頑強性の問題が次に評価されなければならなくなる。

この点については原告団は既に後藤政志氏の意見書を証拠提出し、建屋は航空機（F16）の衝突に耐えられず破壊されるという鑑定結果を提示している。しかし、適合性審査では航空機衝突対策として工場全体の補強工事の必要性は検討されていない。

2. 検証申出

渡辺教授が提唱している「六ヶ所断層」の存在を裏付ける撓曲地盤の検証を申出しました。この撓曲状態は「露頭4」と名付けた露頭にはっきり表れています。検証が採用されるかどうかは、国側の意見を待って、次回に裁判所の判断がなされます。採用されても実際の現場検証は来年の雪解け以降になると思われる。

3. 被告側立証について

被告は、新基準の津波に関する概説準備書面を提出しました。

今回は裁判長の申し入れに従って、今回出した準備書面（159）に対する反論を出すことになっています。

4. 次回裁判

2018年12月7日午後1時30分（進行協議は午後1時15分から）と指定されています。

原告団からは、引続き新基準批判と重大事故対策の不備に関する準備書面を提出する予定です。傍聴よろしくお祈いします。

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

平成30年7月31日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在的水準を超えることはない。

1. 再処理等の計画の認可（再処理等輸出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
2. プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
3. 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
4. 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
5. 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。

以上

報告とお礼

※2018年原告団総会開催

9月15日青森市民ホールで総会を開催し、高木久仁子さんをはじめ県外より多数の会員の方々から参加いただき、有意義なご意見、活動報告・活動方針・予算決算の承認をいただき、無事終了しましたことをご報告し、お礼申し上げます。

※澤井正子さんの情報室退職記念講演会

9月14日の裁判終了後青森市で、また翌日15日八戸市で、澤井さんの下記テーマによる講演会を開催しました。

『六ヶ所再処理工場の現状先行きは

ますます不透明』

—「再処理を終わらせよう」—

再処理の最新情報と運動の方向性を提起してもらい、盛況裡に終わることができましたことを感謝し、澤井さんの今後の御活躍と御健勝を祈念しお礼とします。

講演会・総会に

参加して考えたこと・・

東京都在住 支援者 日野川静枝

私は、自分の疑問は自分の目で確かめようと青森に向かいました。

その疑問とは、「大飯3、4号機運転差止訴訟 控訴審 最高裁へ上告せず！」の見出しが躍る7月26日付「福井から原発を止める裁判の会」の「かたくり通信」第34号から生じました。



普段はテレビのニュースなどで知らされる結果しか情報のない私にとって、その「かたくり通信」に記されている事実は驚きと同時にやっぱりそうだったのかと、現状の司法制度に対する強い怒りを生じさせるものでした。

司法は独自の判断を放棄していると、誰もが感じている現状の裏には次のような事情があると記されていました。

国が決めた法律で原発をやっているのだから止めるかどうかは国会でやってくれ、という最高裁判所が勧める司法の態度がある。それでも東京電力の福島第一原子力発電所事故直後は、司法も原発の安全性に踏み込むべきだという姿勢があった。

しかし、時間経過とともにその姿勢は変化して、現状では国が規制委員会を作ってやっているのだから任せればよい、国のやっていることを尊重すべきだという姿勢になっている。さらには、最高裁判所判事の人事についても内閣が介入するようになった、というのです。私の疑

問は、「かたくり通信」に示されるような司法制度の現状の中で、各地の反原発訴訟がすべて蟻螂の斧と化するのではないだろうかということでした。

9月15日午前中に青森市で行われた「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団総会」に参加させていただき、ますますこの疑問は深まりました。前夜の講演会会場よりも小さな会議室で総会は開始され、一瞬これでは蟻螂の斧にもなり得ないのではないか、なんとかしてこの困難な状況を打開する方法はないものだろうかと痛切に感じました。

そこで、青森をはじめ各地で長きにわたる裁判闘争を真摯に継続されてきた方々と、東京電力の福島第一原子力発電所事故以後に新たに動き始めた人たち、さらにはまだまだ他人事として傍観者でいる人たちも巻き込んで、さまざまな分野の専門知識をもつ人たちと協力しながら、さまざまな論争を経て日本社会の将来のエネルギー政策をつくり提示することができたら、どんなに素晴らしいだろうと考えたのです。

未来の子どもたちが平和で安全な社会で生活できる、

そのためのエネルギー政策ですから誰にとっても無関心でいることはできません。こんなことを考えて、総会の場ではひとこと発言させていただきました。

私たちは、1票をもつ主権者です。反原発実現の有効な方策として思いつくのが、大小さまざまな議員選挙・首長選挙です。反原発を争点として将来のエネルギー政策を提示しながら、市民と野党の共闘で一步一步と政府を追い詰めていく方策、いかなる司法制度の現状があろうとも必ずや原発ゼロの日本社会を実現できるのではないのでしょうか。

最近の沖縄県知事選挙に示された結果は、次は本土が頑張る番ですよと言っているように感じられます。日本における原発ゼロの実現は、基地なき沖縄の実現と同様に、世界の平和に繋がる重要な一歩と考えています。

(2018.10.14 記)

中間貯蔵施設操業認めないで むつ市と リサイクル燃料貯蔵（RFS） に要請行動

三沢市在住 原告 伊藤和子

2018年9月13日に東京で反原発活動を進める「原子力規制を監視する市民の会」の阪上武さんが関電に原発に反対する大阪、柏崎刈羽原発に反対する新潟の方々に呼びかけて、青森県内や地元の「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」の仲間とともに県内外13団体総勢26名で、むつ市に以下の3点を要請しました。

- ①むつ市に建設中の使用済み核燃料の「中間貯蔵施設」について、柏崎刈羽原発からのキャスク1基の搬入を認めないこと。
- ②むつ市を核のゴミ捨て場にしないために「中間貯蔵施設」の操業を認めないこと。
- ③関西電力の使用済核燃料搬入方針について、これを一切認めないこと。

リサイクル燃料貯蔵株式会社（RFS）にも下記の3点を要請しました。

- ①使用済燃料の貯蔵後の搬出方法が不明確な状況にあることから、キャスクの搬入を開始しないこと。
- ②むつ市を核のゴミ捨て場にしないために、操業を開始しないこと。
- ③関西電力等、協定書外の使用済核燃料搬入について、これを一切行わないこと。

むつ市長は申し入れの場には参加せず、企画政策部長以下4名と約1時間にわたって交渉を行いました。

「核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会」代表の野坂庸子さんから、「市民から不安の声が上がっている。関西電力からの要請は市長は一旦拒否はしているが、使用済燃料搬入の話はまだまだ、出てくることだろう。本当は市長に直接要請書を渡しかった。市民が不安に思っていることをきちんと受け止めてほしい」と要請書を手渡しました。

大阪から参加した小山さん、新潟の小木曾さん、武本さんから「第2再処理工場の目途が立たず、搬出先の具体的場所がない状態の中で、操業される状態ではない」

「50年先の搬出先が見えていないのに操業をさせるのか」などの意見や質問がされました。

むつ市からは「要請書は市長に上げ、見てもらいます。エネルギー基本計画で再処理の推進

は明確であり、むつ中間貯蔵施設は進行させるとあります。国策であるエネルギー政策に基本的に協力していくことが行政の仕事だと認識している。

50年保管については搬出すると協定にあるので守ってもらいます。

核のゴミという認識はない、リサイクルのための核燃料だと理解しています」

行政こそ、市民の安全と安心を守るのが仕事ではないのかという、参加者の声は一つ届かない感じでした。

その後、参加者全員でリサイクル燃料貯蔵株式会社へ向かいしました。

RFS社には事前に9項目にわたり質問事項への回答もお願いしていました。

- ①再処理工場の操業開始時期の確定以前でも使用済燃料の搬入はあり得るのか。

回答・審査が終わっていない、開始も未定である。

- ②もし、政府が再処理を断念した場合でも操業はあり得るのか。

回答・エネルギー計画でまだ再処理を断念していない。過程の話は出来ない。

- ⑤関根浜港を利用した搬入訓練はどの程度実施したのか、またその内容はどのようなものなのか。

回答・キャスクの搬入の訓練を実施している。専用道路はできている。港の設備もできている。

核武装の観点で具体的には話すことはできない。

※他の質問についても明快な回答はありませんでした。

参加者からも津波・地震対策、搬出先の問題等についての意見や質問がなされました。

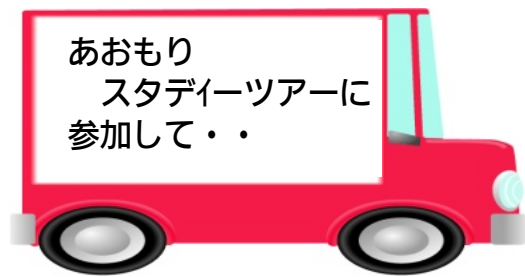
野坂代表から「中間貯蔵をやめてほしいとずーと思っています。私たちは国策の中で戸惑って来ました。賛成しておりません。やめてほしいです。」と強く訴え、要請書を渡しました。

その後下北文化会館に移動し、参加者で意見交換、交流をしました。

「中間貯蔵施設が稼働しなければ、原発がストップする」ということをあらためて認識しました。それは搬出する原発現地（柏崎刈羽等）の住民も、搬入されるむつ市（青森県）住民も共有できると要請行動や交流の中で実感しました。

もうこれ以上、核のゴミの拡散、これ以上、核のゴミ増やしてやしてはならないと思います。

有意義な要請行動でした。県外からの参加のみなさま本当にご苦労様でした。



弘前市在住 原告 佐原 若子

「あおりスタディーツアー」とは、ここ2年ほど原告団事務局長山田清彦さんをツアーガイドに迎えて、県外の方が青森県の核施設の現状を見聞し、問題点や反核燃、反核の思いを共につなげ広めていこうという試みで、今年は10月20, 21日に行われました。

私は、遠藤順子医師が六ヶ所村長選を闘ったときに知己を得た、黒田ローザさんのお誘いもあって初めて参加させていただきました。

黒田ご夫妻率いる県外からのメンバー（愛知県、兵庫県、東京都、茨城県）、青森県から6名、ドライバーとして2名（松田さん、竹浪さん）の総勢16名の旅でした。

前日には、青森駅前金曜行動にも参加、その後山田さんからじっくり2時間の核燃講義を受けツアーに臨みました。

広島原爆の被爆者である黒田レオンさん、山田さんが率いる下北半島反核燃の旅は、素晴らしい秋晴れの中、是川縄文館から始まり、縄文人の生活の中に溶け込む祈りと平和、共存共感共有の文化に心を打たれました。

私たちの希薄になった魂の原点を見せつけられ、高度な文化と崇高な理念があったのだと気づかされました。

繊細な土器や装飾品、繊維製品を作る技術に圧倒されました。不思議な形の土偶に長く続いた縄文時代の秘密があるように思います。ぜひ皆様も一度訪れてほしいと思います。

我々一行は、山田さんのユーモアを交えた説明を聞きながら、原燃PR館、東通原発PR館、大間原発、むつ中間貯蔵施設、国策のために移転した村の跡地などを尋ねました。

下北半島を“豊かな地たらん”と開墾し、農業、畜産に励んできた方々の苦労の地は、無残にも国策のために国家に収奪され、近代的な豊かさを押し付けられ、現在は交付金、核燃料税と、その経済システムから抜け出すことができずにいます。閉じられた核燃料サイクルの輪の中で再処理の意味はありません。アクティブ試験で汚染された施設をもう一度稼働させ、環境中に膨大な放射性物質をばら撒き放出させるこ

とは絶対に止めなくてはなりません。

この豊かな青森の自然を子や孫に残すのが私たちの務めでしょう。

県外の方や、初めて核燃の実態に触れた県内の方は、現実の矛盾に驚かれたし、私と言えば、核燃料サイクルの不条理や事実が全くと言っていいほど伝わっていなかったことに、驚きと反省の旅でした。

むつ来さまい館で地元の方に、中間貯蔵施設のレクチャーをいただきましたが、改めて核燃料サイクルに引き込まれていった歴史が無念でなりません。今後の見通しが甘く、最終処分地も決まらず、ただ原発の延命のために郷土が、重い負の遺産を拒むこともできないでいることに苛立ちを感じました。

1日目の終わりは、下風呂温泉に泊まり交流会を持つことができました。反核、反核燃、脱原発の共通の思いはそれぞれを饒舌にし、同じ思いの仲間がいることに勇気付けられ、諦めてはならないという思いを強く持ちました。

多くの方に伝えなければならない、伝え続けることが私たちの役目だと思うのです。県外から参加された方、初めて核燃に触れた青森の方がこれからもその思いを持ち、伝えていってくださることを願います。

最終日に菊川さんの牛小舎を尋ねました。長く六ヶ所の地で農業を営む菊川さんの穏やかな声に耳を傾け、日常を丁寧に生きることの大切



2018.10.21 菊川さんを囲んで

さを感じました。日暮れとともに、それぞれの場所に帰っていく参加者たちが、それぞれの場所でこの思いを形にしてくさるでしょう。

県外からの皆様を率いてくださった黒田ご夫妻の熱意と、きっかけを作ってくださった遠藤順子先生、大竹先生、詳しく解説してくださった山田さん、安全に長い運転を引き受けてくださった松田さん、竹浪さんに心から感謝申し上げます。

安全対策を軽減するために 15年後再処理を採用 事務局長 山田清彦

2015年6月29日に開催された原子力規制委員会の審査会合で、再処理施設に受け入れるまでの冷却期間1年以上、せん断処理までの冷却期間4年以上で再処理すると、高レベル放射性廃液の蒸発・乾固で放射性ルテニウムが大量に排出されるので、再処理までの期間を現在あるものに合わせてはどうかと田中知委員から提案があった。

これを日本原燃が採用して、計算し直すと、放射性ルテニウムが劇的に減るので、再処理までの期間を15年とすることで合意したということを経済産業省にまとめたことがある。

それを基に、今年7月6日の審査会合に「六ヶ所再処理工場における新規規制基準の適合性について」（2冊で661ページ）が提出された。ここでは、再処理までの期間を15年とすることを採用した結果、各施設で扱う放射エネルギーが減るということがまとめられており、従来の再処理では高線量下での安全対策を取るべきだったところを、劇的に変わったことが次のように報告されている。

「冷却期間15年以上をせん断再処理することで、事故対応の時間延長が図られ、特に蒸発乾固における特徴的核種である放射性ルテニウムの放射エネルギーは約1/2000に減衰する。」その上で、再処理工場から環境中に大量に排出されることとなっていた液体トリチウムの年間管理目標値が1京8千兆ベクレルから9千7百兆ベクレル、気体のクリプトン85は33京ベクレルから16京ベクレルへと半減させた。

ただし、他の核種が半減しているわけではなく、取り扱う放射エネルギーが変化したとは読めず、規制委員会から指摘されて数字を修正される可能性がある。

それに、半減したとは言いながらも、過去のアクティブ試験時の放出量に比べたら管理目標値が高く設定されているので、実際に放出が始まっても目標値は超えないだろうし、環境汚染が拡大するのを防ぐ支えにはなりそうにない。

それでも、各施設での扱う放射エネルギーが減ったことを前提にして、重大事故対策についても細かくまとめているので紹介するが、「重大事故等

の発生が想定される機器及びそこで発生する事象として395事象（同一の事象について起因事象の違いも考慮すると940事象）が選定される。

具体的には、臨界事故23事象、蒸発乾固45事象、水素爆発71事象、有機溶媒等火災及び爆発24事象（TBP等の錯体の急激な分解反応を含む。）、使用済み燃料の冷却機能喪失3事象及びその他漏えい299事象を選定した。」「重要度高又は重要度中の機器グループは、発生防止対策としては、合計で21グループ（蒸発乾固13グループ、水素爆発5グループ、有機溶媒等火災及び爆発2グループ、その他漏えい1グループ）選定される。」「重大事故の防止対策は、個別の機器（セルを含む）ごとに実施することから、合計で129機器（臨界事故23機器、蒸発乾固46機器、水素爆発53機器、有機溶媒等火災及び爆発5機器、使用済み燃料の冷却機能喪失1機器、その他漏えい1機器）選定され、異常な水準の放出の防止対策（建物から外部への放射性物質の放出抑制対策）については、各建屋単位で対策を行うことから、合計で22グループ（臨界事故6グループ、蒸発乾固5グループ、水素爆発5グループ、有機溶媒等火災及び爆発5グループ、その他漏えい1グループ）選定される。」

以上の報告が示しているのでは、再処理工場の工程ごとで使用する機器での重大事故を分析し、安全対策を取ることにしたということ、再処理工場の稼働に向けた準備を行っているということが、読み取れる内容である。

だが、最後の防護策は、結局は人海戦術であり、10mSvを目安に被ばく作業を強行させることが前提となっている。

以下でも未満でもないもので、10mSvを超えても収束に宛てたいという思いが、「目安」という言葉に込められているように思える。

この後、10月4日に補正申請書が提出され、現在は年末前後に合格が出されて、パブコメを行って、審査終了の段取りとなるようである。あれこれと問題があるが、日本原燃に入れ知恵をした田中知委員がいる限り、厳しい審査で不合格が出されるはずもないが、パブコメには多くの方からの反対の意見表明を期待したい。

以上

①再処理施設全体の放射能（既許可の施設に対して最大の放射性物質を保有した場合）単位Bq

区分け	2014年1月17日提出	2018年7月6日提出
ガラス固化体（個体）	1×10の20乗	1×10の20乗程度
使用済燃料（個体）	7×10の19乗	6×10の19乗程度
MOX粉末（個体）	1×10の19乗	2×10の19乗程度
高レベル濃縮廃液（液体）	2×10の19乗	1×10の19乗程度
その他	（記載なし）	（記載なし）

*使用済燃料と高レベル廃液が減り、MOX粉末が増えている。

② 重大事故を想定する建屋の放射能（2018年7月6日提出） 単位Bq

建屋名	4年冷却	15年冷却
使用済み燃料受入れ・貯蔵建屋	約2×10の20乗	約6×10の19乗
前処理建屋	約2×10の18乗	約7×10の17乗
分離建屋	約4×10の18乗	約2×10の18乗
精製建屋	約5×10の17乗	約3×10の17乗
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	約5×10の17乗	約4×10の17乗
高レベル廃液ガラス固化建屋	約2×10の19乗	約1×10の18乗

③ 放出管理目標値（4年冷却及び15年冷却） 単位Bq/y

放射性気体廃棄物	4年冷却	15年冷却
Kr 85	3.3×10の17乗	1.6×10の17乗
H 3	1.9×10の15乗	1.0×10の15乗
C 14	5.2×10の13乗	5.1×10の13乗
I 129	1.1×10の10乗	1.1×10の10乗
I 129	1.7×10の10乗	1.0×10の10乗
放射性液体廃棄物	4年冷却	15年冷却
H 3	1.8×10の16乗	9.7×10の15乗
I 129	4.3×10の10乗	4.3×10の10乗
I 131	1.7×10の11乗	1.0×10の11乗

④ 重大事故等対策（2018年7月6日・審査会合資料より）

重大事故区分	発生防止対策	拡大防止対策	異常な水準の放出防止対策
1. 臨界事故		23機器	6グループ
2. 蒸発乾固	13グループ	46機器	5グループ
3. 水素爆発	5グループ	53機器	5グループ
4. 有機溶媒火災または爆発	2グループ	5機器	5グループ
5. 使用済燃料の損傷		1機器	
6. 放射性物質の漏えい	1グループ	1機器	1グループ
7. 複合事故			

* 複合事故は、組み合わせが相当数になるので、カウントはされていない。あちこちで事故が発生した場合、対応不能となることも考えられ、最後には作業者一同を避難させざるを得なくなる場合の想定はないようだ。

原告団総会の報告

原告団事務局長 山田清彦

2018年9月15日午前9時30分から、今年度の総会を開催しました。

例年開催している原告団総会では、主として事務局員と県内の参加者で席が埋まっていますが、今年は前日14日に核燃裁判と澤井正子さんの講演会があり、県外から初参加者の方もいて、いつもよりも賑やかな総会でした。

以下に報告します。

- ① 昨年9月に再処理の裁判は100回を数えましたが、ここ数年は原子力規制委員会の審査が継続していることもあって、被告（原子力規制委員会）からの回答が不十分な状態が続いています。要するに裁判活動を行う上で、現場検証を行うとか、証人尋問を行うとか、様々な動きがあつてしかるべきですが、なにしろまだ合格が確定しない段階では、争点をどこに絞り込むのかも難しいのが現実です。

それなので、被告は審査中を理由に、“のりくらり戦法”に変えて、原告側の訴えにまともに向き合ってきませんでした。

しかし、そろそろ審査終盤を迎えそうな中で、日本原燃から各種の資料も出てきて、これからガチンコ勝負に出て来るのかもしれないということで、原告団では規制基準そのものを批判する準備書面を出す準備作業に着手しました。

- ② 毎回頭が痛いのが、原告団員の高齢化と減少です。原告としての権利は、承継は出来るということですが、実際にはそういう引継ぎは期待できないでしょう。

核燃の白紙撤回を求めて原告になって頂いた方々が、30年近く経過して、高齢化し、年金暮らしになって、やがては運動から身を引かれます。なにしろ、私が会員になった時に、私より年下の方は数えるしかいませんでした。

その私が還暦を超えたのですから、今後の裁判活動に支障が出てくる事が十分にあり得ます。

そこで、全国の方々に再処理の問題を広げて、更には支援者・サポーターを増やすことにも努力していくことが確認されました。

- ③ 日本は約47.3トンの余剰プルトニウムを保有し、その上に六ヶ所再処理工場を操業すれば年間約8トンのプルトニウムを抽出することになり、それが日本の核武装化につながるといふ懸念を持たれています。そこで、原子力

委員会は現状の余剰プルトニウムを容認しつつ、プルサーマルで減らした分の補充には六ヶ所再処理工場の稼働を認めるという結論を出しました。

ところがイギリスに溜まっているプルトニウムはMOX加工が行えず、そのまま処分することが考えられます。そうすると、それを不足と捉えて、再処理工場の800トンフル操業を急ぐことになりかねません。

ここは、注意すべきでしょう。

- ④ 青森、秋田両県、仙台気象庁などでつくる「十和田火山防災協議会」は1月24日、両県境にある十和田火山で噴火が起きた場合に、災害が発生する可能性が高い範囲を示した想定図（ハザードマップ）を初めて公表しました。このハザードマップでは、風向きによるが、再処理工場に約60cm以上の降灰の可能性が指摘されましたが、その後の規制委員会の審査会合ではこれを無視して、従来の検討数字である降灰約36cmで十分としました。

これは事故の過小評価でしかなく、もっと厳しい対応を求める準備書面を準備したいと思います。

- ⑤ 裁判の際、ラウンドテーブルでの打ち合わせ、法廷での準備書面の読み上げ、その後の記者会見がこの所続いていましたが、それでは裁判傍聴に来た原告団の方々には理解が難しいという指摘がありました。

そこで、記者会見終了後、別な場所に移動して、問題点を解説することになりました。

次回の裁判から取り組みますので、是非皆さんも裁判の傍聴においで下さい。

皆さんは既にご承知のことと思いますが、原告団は裁判活動、市民運動、政治活動の3本を活動の中心に据えております。

今年は六ヶ所村長選挙もありましたし、来年は青森県知事選も控えております。

そういう意味では、3つの活動に力を入れますので、会費の納入と新しい支援者の獲得にも皆さんのご協力を改めてお願いします。

会計報告は非公表とします。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2018年

4. 25 日本原燃：原子力規制委員会に提出した再処理工場に関する事業変更許可申請の補正申請に落丁があったことが原子力規制庁が公開した面談録で判明。
5. 12 **原告団：事務局会議を開催。**
 - 15 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設センターの埋設施設の増設計画などについて、安全協定に基づく事前了解の申し入れを青森県と六ヶ所村に行った。
 - 17 原子力規制委員会：再処理工場の審査会合を8カ月ぶりに開き、事業変更許可の補正申請書を審査。
 - 18 原子力規制委員会：東通原発の審査会合で、重要施設の下を通る「f-1」断層について「将来、活動する可能性のある断層（活断層）に該当しない」とした東北電の主張を了承。
 - 23 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：青森県などに対し、再処理工場の即時廃止などを求める要請文と公開質問状を提出。
 - 25 日本原燃：ウラン濃縮工場で貯蔵している製品ウラン約4トン「三菱原子燃料」（茨城県東海村）に出荷したと発表。出荷は2012年6月以来、約6年ぶり。
 - 31 日本原燃：再処理工場の耐震補強工事の認可申請を原子力規制委員会に提出。
6. 7 原子力規制委員会：再処理工場、重大事故の対処施設を中心とした現地調査を開始。
 - 8 **原告団：青森地裁にてトレンチ調査についての電話会議。**
 - 9 なくそう原発・核燃、あおもりネットワーク：「アメリカの核兵器産業の墓場の実態」と題した、仏在住渡部謙一さんの講演会開催。
 - 10 大阪市内の反核学習会：山田事務局長が六ヶ所再処理工場の実情を報告。
 - 12 使用済燃料再処理機構：再処理工場の総事業費がこれまでの算定より約700億円増額し、約13兆9300億円になると発表。
 - 13 日本原燃：低レベル放射性廃棄物搬入。高浜原発から1520本。
 - 19 六ヶ所村長選挙の告示：反核燃陣営から遠藤順子氏が立候補。
 - 20 青森県：2017年度に県と県内市町村が受けた電源三法交付金の交付実績を発表。総額は134億4181万円で6年連続で減少したものの、12年連続で100億円を超えた。
 - 24 六ヶ所村長選挙の投開票日：遠藤順子氏が落選。
 - 27 日本原燃：2018年3月期決算を発表。売上高は前期比約429億円減の約2658億円。経常利益は同約56億円減の約64億円で、当期純利益は同約49億円減の約22億円となり、4年ぶりの減収減益。
- 28~30 **原告団：山田事務局長が北海道3カ所で連続講演会を開催。再処理工場の問題点の報告。**
 7. 3 政府：「エネルギー基本計画」を4年ぶりに改定し、閣議決定。日本が持つ約47トン（核爆弾約6000発分）のプルトニウムに関し、「保有量の削減に取り組む」との方針を明示。
 - 4 原子力規制委員会・更田豊志委員長：再処理工場について、秋以降にも、合格証に当たる「審査書案」を取りまとめるとの見解を示した。
 - 5 原子力委員会：2017年度版の原子力白書に、プルトニウムを必要な量だけ国が再処理を認める一などを検討中と明示し「プルトニウム保有量を長期的に削減」する方針を記した。
 - 6 原子力規制委員会：再処理工場の審査会合を開催。原燃は火山灰対策など設備面の主要な課題の説明を終え、規制委側から異論は出なかった。
 - 7 **原告団：事務局会議を開催。**
 - 15 第11回大間原発反対現地集会開催。青森県内外から約330人が参加し、「建設断念」を求める集会アピールを採択。集会後、大間町内でデモ行進を行い、原発建設・再稼働反対などを訴えた。
 - 17 日米原子力協力協定が自動延長。今後は日米いずれかの通告で半年後に終了。
 - 19 **原告団：核燃研を開催（東京共同法律事務所）。**
 - 31 原子力委員会：プルトニウムの利用に関する指針を15年ぶりに改定し、日本が抱える47.

- 3トン（2017年末）のプルトニウムの削減を明示した新たな指針を決定。国内外プルサーマルで削減を図る一方、使用済燃料からプルトニウムを取り出す再処理は「必要な量だけ認可」とし、削減が進まなければ六ヶ所再処理工場の稼働を事実上制限することを決めた。
8. 1 日本原燃：低レベル放射性廃棄物埋設センターに約21万本のドラム缶を埋設する3基目の施設増設を申請。
- 18 原告団：事務局会議と街頭署名を開催（八戸市）。
- 20 原告団の会計監査の澤口進氏（核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会代表）逝去。
- 26 なくそう原発・核燃、あおりネットワーク：総会を開催。たんぽぽ舎の山崎副代表から、再処理工場の重大事故対策のずさんな実態を学ぶ学習会を行う。
- 28 東京電力：建設を中断している東通原発の地質調査を開始。安全対策や開発に向けてのデータを収集。
- 29 日本原燃：再処理工場で、使用済核燃料貯蔵プールの冷却に関係する配管の一部が腐食し、漏水していたことが原子力規制庁が公開した面談録で判明。
- 31 政府の小委員会：全国で3カ所限定のトリチウム水の海洋放出説明会を実施。他の核放水実態が報道されたことで、トリチウム水だけに限定した説明では不足として、再度の説明会開催を求める声が上がった。
9. 4 電源開発（株）：大間原発の安全対策工事を2年延期して、2026年運転開始を発表。
- 6 「平成30年北海道胆振東部地震」発生。北海道全域で停電が発生、電力系統（北海道電力）が全て崩壊する「ブラックアウト」が起こる。
- 8 やめるべ、大間原発！さようなら原発青森・北海道合同集会開催。
- 12 なくそう原発・核燃、あおりネットワークの運営委員会開催：山田事務局長が参加。
- 13 青森県内外の反原子力団体：むつ市と使用済燃料中間貯蔵施設を運営するリサイクル燃料貯蔵（RFS）に対し、施設を操業させないよう申し入れた。
- 14 原告団：核燃裁判。再処理の口頭弁論で準備書面（159）と（160）を陳述。
14. 15 原告団：青森市と八戸市で澤井正子氏を講師に迎え「六ヶ所再処理工場の現状 先行きは、ますます不透明」と題した講演会を開催。
- 14 原子力規制委員会：日本原燃六ヶ所再処理工場の審査会合を開催。説明が残っていた火山の影響評価について、規制委が原燃の対応を「妥当」と判断したことで、設備面を含めこれまで85回に及んだ審査会合は一通り終了。日本原燃は「合格」へ向け、指摘事項を反映させた補正申請書の作成を急ぐ。
- 15 原告団：総会を開催（青森市民ホール）。
- 21~23 青森の子どもたちに核燃・原発はイルカ展を開催（青森市民美術館1階）。
- 25 広島高裁：伊方原発3号機の運転を差し止めた仮処分を不服とした四国電力の申立てによる異議審で、再稼働容認の決定を出す。
- 29 原告団：事務局会議と街頭署名を開催（八戸市）。
- 30 六ヶ所村内チラシまき行動。
10. 3 原告団：スイス人女流映画作家エーディット・ユートさんによる取材を受ける。
- 5 日本原燃：再処理工場の事業変更許可申請の補正申請書を原子力規制委員会に提出。今後、規制委が新規制基準適合性審査の合格証にあたる「審査書案」を取りまとめた上で意見公募などを行い、事業変更許可申請の許可（審査合格）は越年するとの見方もある。
- 13 大間原発反対一坪地主の会：チラシまきと現地交流会。

本のご案内 『朗読劇 線量計が鳴る』（中村敦夫・作）

中村敦夫さんの一人芝居「朗読劇 線量計が鳴る」が単行本として而立書房から刊行されました。この朗読劇は、原告団も昨年夏、八戸市での上演に取り組み、盛況裡に終えることができました。全国の書店、インターネット通販等でお求め下さい（定価1200円+税）。

お知らせ

2018年 反核燃 秋の共同行動【むつ集会】

日時：2018年11月10日（土）

☆集会 13:00～むつ市 むつ来さまい館

☆デモ 14:00～むつ市内

反核燃・秋の共同行動【青森集会】

日時：2018年11月11日（日）

☆デモ 11:30～青森駅前公園出発

☆集会 12:30～ねぶたの家 ワ・ラッセ

※ 上記イベントの詳細は別紙をご覧ください。

※ 青森集会は浅石弁護士が基調講演します。

次回核燃裁判

日時：2018年12月7日（金）13:15～

場所：青森地方裁判所

第15回反核燃 産地直売会

日時：2018年11月11日
（日）10:00～15:00

場所：ワ・ラッセ
（西の広場）



カンパを戴いた方々です（敬称略）・ありがとうございました。

「個人情報保護のため、お名前の公表を控えます。」

編集後記

原告団で数年、八戸市の三春屋の前で年に数回脱原発の署名を行っています。

3・11の福島原発事故直後は「原発を止めよう」という署名です、お願いします。」と声をかけるとすぐに書いてくれる人が沢山いました。

それが、昨年あたりから、チラシも取ってくれないし、署名をしてくれる人も少なくなっているように感じます。今年に入ってから本当に少ない。

いまだに放射能の放出は続いているのに、福島原発の事故の事は忘れたかのように「帰れ」と行政が命じています。復興再生計画は「なんのため」の計画なんだろうか。人々のため？「原子力産業」、「日本の経済」のためなのだろうか。経済的に成功するば良とする今の政権の意図が見える。

福島原発事故の深刻な状況は本当に伝わっていない。街頭署名は大変だがそれでも、市民に声を掛け、一人でも多くの人と会話をし、伝えること、聞くことがいかに大切か考えさせられながら「原発をとめるための署名をお願いします」と声を出しています。

みなさん、街頭署名に参加してみませんか。

伊藤K記

会費納入のお願い

原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に、後期会費とまだ会費を納められていない方に振込用紙を同封致しました。何卒よろしくお願い致します。

支援者・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

郵便振替：02300-9-37486

『核燃阻止原告団』

支援者/年間6000円（購読料共）

サポーター/年間3000円（購読料共）

eメール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www5a.biglobe.ne.jp/~genkoku/>